

# 資料編

## 1 計画の策定体制

よこすか高齢者保健福祉計画は、横須賀市社会福祉審議会に設置する福祉専門分科会において検討、審議することとしました。

### (1) 横須賀市社会福祉審議会条例

#### (総則)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく横須賀市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

#### (審議会の委員等の任期)

第2条 審議会委員及び法第8条第2項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、前項の規定にかかわらず、担当する特別の事項の調査審議が終了したときは、その任期を終了するものとする。

#### (委員長の職務代理)

第3条 法第10条に規定する委員長(以下「委員長」という。)に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合に限り、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

#### (専門分科会)

第5条 法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、審議会に次に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関すること。
  - (2) 福祉専門分科会 前号及び法第11条第1項に規定する事項以外の福祉に関すること。
- 2 審議会は、前項の専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって、審議会の決議とする。

(専門分科会の委員等)

- 第6条 前条第1項の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 2 前条第1項の専門分科会及び法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会に専門分科会会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。
  - 3 専門分科会会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
  - 4 専門分科会会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会会長が指名した委員又は臨時委員がその職務を代理する。
  - 5 第4条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

(審査部会)

- 第7条 審議会は、次に掲げる事項について諮問を受けたときは、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第2条第1項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。
- (1) 身体障害者の障害程度
  - (2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定又は指定の取消し
  - (3) 身体障害者の更生医療を担当する医療機関の指定又は指定の取消し
- 2 第4条及び第6条第2項から第4項までの規定は、審査部会の会議及び委員について準用する。

(その他の事項)

- 第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## (2) 横須賀市社会福祉審議会一般傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市社会福祉審議会（専門分科会及び障害者福祉専門分科会審査部会を含む。以下「審議会」という。）の一般傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は、民生委員審査専門分科会及び障害者福祉専門分科会審査部会を除き、原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合若しくは緊急を要する事件を調査審議するため審議会開催の周知が図れない場合は、委員長若しくは各専門分科会会長（民生委員審査専門分科会会長を除く。）の判断によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者は、原則として市内に在住若しくは通勤、通学するものとする。
- 4 審議会の傍聴者の定員は、原則として10人とし、定員を超えた場合は、事務局による抽選で傍聴者を決定する。
- 5 審議会の開催に係る市民等への周知は、原則として「広報よこすかお知らせ版」により行う。
- 6 傍聴の範囲は、公開された審議会の議事すべてとする。
- 7 傍聴者は、傍聴章（第1号様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を修了する際には返還しなければならない。
- 8 傍聴者が次の事項を守らず、かつ、委員長の指示に従わない場合は、委員長の判断により、傍聴の許可を取り消すことができるものとする。
  - (1) 審議会での発言に対し、拍手その他の方法で可否を表明しないこと。
  - (2) 話しをしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
  - (3) はち巻、腕章などをして、示威的行為をしないこと。
  - (4) 病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外、帽子、コート、マフラーなどを着用しないこと。
  - (5) 物を食べたり、飲んだり、タバコを吸わないこと。
  - (6) むやみに席を離れないこと。
  - (7) 写真・ビデオの撮影や録音をしないこと。
  - (8) その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 9 審議会の一般傍聴の実施に係る事務は、健康福祉部健康福祉総務課ほか各所管課が行う。

(第1号様式)

NO
横須賀市社会福祉審議会
傍 聴 章
(お帰りの際は、お返してください)

- 1 この要領は、平成13年4月9日から施行する。

(3) 高齢者保健福祉計画等検討委員名簿

(横須賀市社会福祉審議会 福祉専門分科会委員)

(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職 名
栗田 敏彦	横須賀地区高齢者福祉連絡会代表
佐倉 美知子	市民公募
笹島 メグミ	神奈川県看護協会横須賀支部長
島崎 英一	市民公募
但馬 明	横須賀市民生委員児童委員協議会副会長
◎ 谷口 政隆	神奈川県立保健福祉大学大学院教授
千場 純	横須賀市医師会理事
橋本 新治	NPO法人NALC (ナルク) 南横浜副代表
○ 日隈 栄二	横須賀市歯科医師会会長
米山 豊平	横須賀市薬剤師会会長

◎は福祉専門分科会会長、○は職務代理者を示します。

(社会福祉審議会任期：平成19年4月1日～平成22年3月31日)

#### (4) 高齢者保健福祉計画等検討部会開催経過

##### 第1回

開催日時 平成20年5月22日 午後2時から午後4時まで  
開催場所 横須賀市役所302会議室  
議 事 ①高齢者の現状について  
②福祉サービスについて  
③国の動向について

##### 第2回

開催日時 平成20年6月26日 午後3時から午後4時まで  
開催場所 横須賀市役所302会議室  
議 事 ①介護保険運営状況について  
②「第1章 計画策定にあたって」  
③「第1章 計画策定にあたって」について意見交換

##### 第3回

開催日時 平成20年7月24日 午後2時から午後4時まで  
開催場所 横須賀市役所302会議室  
議 事 ①「第3章 高齢者へのサービスの現状」  
②「第4章 今後の高齢者の状況・介護サービス量の見込み」  
・人口推計、要介護認定者数の推計  
・施設整備計画、施設サービス利用者数の推計、  
施設サービス利用者数の利用目標  
・居宅サービス利用者数の推計

##### 第4回

開催日時 平成20年8月28日 午後2時から午後4時まで  
開催場所 横須賀市役所消防庁舎第2会議室  
議 事 ①第4章のうち「地域支援事業」  
②「第5章 高齢者一般施策」  
③「第6章 円滑なサービス利用及び提供について」  
④「第7章 計画の着実な達成のために」

##### 第5回

開催日時 平成20年9月26日 午後2時から午後4時まで  
開催場所 横須賀市役所301会議室  
議 事 ①介護保険実態調査

- ②第4章のうち施設整備から特別給付まで
- ③市町村特別給付について
- ④第4期介護保険料の設定について（国情報）

#### 第6回

開催日時 平成20年10月24日 午前10時から午前12時まで  
開催場所 総合福祉会館第1研修室  
議 事 ①中間とりまとめ案について

#### 第7回

開催日時 平成20年12月17日 午後2時から午後4時まで  
開催場所 横須賀市役所302会議室  
議 事 ①パブリック・コメントの結果について

#### 第8回

開催日時 平成21年1月27日 午後1時30分から午後2時30分まで  
開催場所 横須賀市役所302会議室  
議 事 ①よこすか高齢者保健福祉計画の答申案について  
②パブリック・コメント手続の結果について

## 2 用語集（初出ページ）

### 【あ行】

#### **NPO**（6 ページ）

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。法人格の有無は問われない。様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

### 【か行】

#### **介護支援専門員（ケアマネジャー）**（5 ページ）

介護の知識を幅広く持った専門家で、ケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整などを行う。

#### **神奈川県後期高齢者医療広域連合**（96 ページ）

平成 20 年 4 月から始まった「長寿医療（後期高齢者医療制度）」を運営する都道府県単位の特別地方公共団体。都道府県ごとに区域内の全市町村が加入して構成される。また、市町村等からの派遣職員等で事務を行う。

#### **ケア体制**（4 ページ）

介護や看護など、支援ができる体制。

#### **ケアプラン**（17 ページ）

要介護認定者などからの相談に応じ、その心身の状況などから適切な在宅または施設の介護保険サービスを利用できるよう、ケアマネジャーを中心に作るサービス計画。

#### **ケアマネジメント**（5 ページ）

要介護認定者などが介護保険サービスなどを適切に利用できるよう、ケアマネジャーなどが、サービス計画の作成、サービス事業者との調整などを行うこと。

#### **健康増進計画（「新健康よこすか 21」）**（96 ページ）

生涯を通じて健康づくりを行い、健康で元気に生活できる社会の実現を図り、健康寿命の延伸だけでなく、生き生きとした生活を過ごせ、自己実現できるようになることを目的に策定された計画。

#### **後期高齢者**（3 ページ）

75 歳以上の者をいう。

### **国民生活基礎調査**（10 ページ）

厚生労働省が行う調査。保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。3年ごとに大規模な調査が実施され、中間の各年は小規模な調査が実施される。

### **コミュニティ**（4 ページ）

同じ地域に住む人々によって形成された共同体。地域社会。

## **[さ行]**

### **参酌標準**（62 ページ）

市の介護保険事業計画において、介護保険サービスの種類ごとの量の見込みを定めるときに参考とする国が示した基準のこと。

### **市民後見人**（83 ページ）

成年後見制度において、親族及び第三者後見人（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士などの専門職や社会福祉協議会などの親族以外の後見人）以外で後見人として活動する者。第三者後見人が不足している状況などを背景に、社会貢献的な活動に意欲と見識を持っている地域の方々を後見人として養成するという動きがある。

### **成年後見制度**（5 ページ）

認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など自分で十分に判断することができない人に対し、法律面や生活面で支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度。

### **前期高齢者**（3 ページ）

65 歳以上 75 歳未満の者をいう。

## **[た行]**

### **第 1 号被保険者**（9 ページ）

介護保険の被保険者のうち、市内に住所を有する 65 歳以上の者をいう。

### **地域福祉計画**（1 ページ）

地域福祉を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画。現計画の期間は平成 19 年度年から平成 23 年度。「共に生き、共に支え合う社会づくり」を具体化するための内容、手順を示すものであり、行政や地域住民が心をつなげて福祉の輪を築いていくための大切な手段となる。

### **地域包括ケアシステム** (77 ページ)

高齢者が介護や支援を必要になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して生活を継続して送れるようにするために、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、地域全体で高齢者を支えることを目指す考え方をいう。

### **地域包括支援センター** (5 ページ)

説明は 77 ページ

### **特定高齢者** (53 ページ)

説明は 75 ページ

## **[な行]**

### **ネットワーク** (4 ページ)

人と人との輪やつながりによって、相互の交流や情報交換などを行うこと。

## **[は行]**

### **ボランティア** (6 ページ)

自主的に社会事業などに参加し無償で活動をする人。最近では、有償でのボランティアも出てきている。

## **[ま行]**

### **モニタリング** (77 ページ)

ケアマネジメントにおいて、あらかじめ決められたサービスや支援が計画どおり提供されているかなど、ケアプランの実施状況を把握していくこと。

## **[や行]**

### **横須賀市都市政策研究所** (59 ページ)

2004 年 4 月に設置した自治体内政策研究機関。人口や産業などの調査・研究、市職員の大学院派遣、セミナーやワークショップの開催などの人材育成、都市情報の収集・発信などを行っている。

## 横須賀市民憲章

私たちの横須賀は、海と緑に恵まれた自然と世界に開かれた交流の歴史のもとで、魅力ある都市をめざし、常に新しいまちづくりに挑戦する気概を身につけてきました。

21世紀を迎え、私たちは中核市としての新たな出発を機に新しい時代の先駆けとしての意欲を持ち、市民、企業、行政が共に手を携え、郷土の歴史と文化を尊重し、さらに魅力あるまちづくりをすすめるためにこの憲章を定めます。

1. すべての国々や人々との交流を深め、国際社会に貢献します。
2. 海と緑の豊かな自然を守り、うるおいと活気のあるまちをつくります。
3. 子どもが健やかに育ち、だれもが生きがいを持てるまちをめざします。
4. お互いに助け合い、すべての人々が安心して生活できる地域社会を築きます。
5. 災害に強い、安全で暮らしやすいまちを実現します。

(平成 13 年 12 月 18 日議決)